

【警告】下水道への布類の投入は犯罪です！

下着・タオル・Tシャツなどを流さないでください



最近、町内のマンホールポンプ施設で、男性用ボクサーパンツ、タオル、Tシャツなどの衣類が意図的に投入される悪質な事例が連続して発生しています。



布類を下水道に流すと、マンホールポンプが詰まり、機械が故障します。



ポンプが停止すると、汚水が道路や各家庭に逆流・あふれ出し、周辺地域に大きな被害を与えるおそれがあります。

町民の皆様へのお願い

マンホールに物を投げ入れている人を見かけたら



直接声をかけず、速やかに役場または警察へ連絡してください。

これは「マナー違反」ではなく「法律違反」です



故意に異物を流して公共施設を故障させる行為は、法律により罰せられます。

該当する可能性のある法律

器物損壊罪
(刑法 第261条)

3年以下の懲役、
または30万円以下の
罰金・科料

業務妨害罪
(刑法 第233条・第234条)

3年以下の懲役、
または50万円以下の
罰金

下水道法違反
(第18条・施設の
機能の阻害等)



悪質な行為が続く場合、町は警察署へ被害届を提出し、犯人が特定された場合は、ポンプの引き上げ・清掃・修理にかかった費用を損害賠償として請求するなど、厳正に対応します。



安全な生活環境を守るために

下水道は、皆様の暮らしを支える大切な公共施設です。一人ひとりのご協力が、地域の安全と衛生を守ります。

トイレに流してよいもの



トイレットペーパーのみです。



下着、タオル、衣類、ティッシュ、ウェットシートなどは絶対に流さないでください。



連絡先・通報先



益城町役場 下水道課 管理係
電話：096-286-1131



緊急時・不審者発見時は
110番へ通報してください。